

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4 上伊地環第36-1号

4 上伊地環第50-1号

令和5年（2023年）3月9日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)				
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	シブキヤ建設株式会社 代表取締役 片桐 俊人 長野県下伊那郡松川町元大島2715番地47				
申請の区分（I）	産業廃棄物処分業の変更許可				
条例第37条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地2、4784番地7、4780番地1			
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕）			
	③処理を行う廃棄物の種類	（破砕する廃棄物） 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず			
	④廃棄物の処理施設の処理能力	○廃プラスチック類の破砕施設 150.4 t/日(18.8t/h：8時間稼働) ○木くずの破砕施設 195.2 t/日(24.4t/h：8時間稼働) ○繊維くずの破砕施設 51.2 t/日(6.4t/h：8時間稼働) ○ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 707.2 t/日(88.4t/h：8時間稼働)			
	⑤変更の概要	<table border="1"><thead><tr><th>新</th><th>旧</th></tr></thead><tbody><tr><td>○中間処理 ・破砕する産業廃棄物</td><td>○中間処理 ・破砕する産業廃棄物</td></tr></tbody></table>	新	旧	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物
新	旧				
○中間処理 ・破砕する産業廃棄物	○中間処理 ・破砕する産業廃棄物				

		<p>廃プラスチック類、木くず、 繊維くず、ガラスくず・コン クリートくず及び陶磁器く ず、がれき類</p> <p>○最終処分</p> <p>・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類（石綿含有 産業廃棄物を含む。）ゴムく ず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁 器くず（石綿含有産業廃棄物 を含む。）、がれき類（石綿 含有産業廃棄物を含む。）（廃 プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くずは、自動車 等破砕物を除く。）</p> <p>以上、いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。</p>	<p>ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず（<u>廃石膏ボ ードに限る。</u>）、がれき類</p> <p>○最終処分</p> <p>・安定型埋立する産業廃棄物 廃プラスチック類（石綿含有 産業廃棄物を含む。）ゴムく ず、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁 器くず（石綿含有産業廃棄物 を含む。）、がれき類（石綿 含有産業廃棄物を含む。）（廃 プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くずは、自動車 等破砕物を除く。）</p> <p>以上、いずれも特別管理産業 廃棄物を除く。</p>
申請の区分（Ⅱ）		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地2	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号に 規定する廃プラスチック類の破砕施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	150.4 t/日（18.8 t/h：8時間稼働）	
申請の区分（Ⅲ）		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条 例 第 37 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	下伊那郡松川町上片桐4784番地7	
	②廃棄物の処理施設の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の 2に規定する木くずの破砕施設	
	③処理を行う廃棄物の種類	○破砕する産業廃棄物 木くず 特別管理産業廃棄物を除く。	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	195.2 t/日（24.4 t/h：8時間稼働）	
条 例 第 37 条	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	<p>（範囲）下伊那郡松川町 鶴部自治会 下伊那郡松川町 松川自治会 下伊那郡松川町 部奈第一自治会 下伊那郡松川町 新井北部自治会 上伊那郡中川村 渡場地区</p> <p>（根拠）廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)</p>	

⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 松川町長 中川村長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号
⑧関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和4年11月26日(土)午後5時から (場所) 宮会所 下伊那郡松川町上片桐4722番地
	(日時) 令和4年11月27日(日)午後6時から (場所) 渡場会館 上伊那郡中川村葛島945番地2
	(日時) 令和4年12月2日(金)午後7時から (場所) 松川自治会会所 下伊那郡松川町元大島2751番地
	(日時) 令和4年12月6日(火)午後7時から (場所) 新井北部集会所 下伊那郡松川町元大島1777
	(日時) 令和4年12月11日(日)午前10時から (場所) 部奈第一自治会会所 下伊那郡松川町生田2146番地
⑨事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(場所) 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課 (期間) 令和5年3月10日(金)～3月23日(木) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) (時間) 午前8時30分～午後5時

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の関係市町村長 ○第36条第1項の関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	12号	提出期限 令和5年3月23日(木) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。